

第十九回 参議院通商産業委員会會議録第二十四号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)午後三時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君

理事 加藤 正人君
海野 三朗君

委員

大谷 賢雄君
小林 英三君
西川 弥平治君
酒井 利雄君
高橋 衛君
岸 良一君
豊田 雅孝君
三輪 貞治君
白川 一雄君

政府委員

通商産業 吉池 信三君
通商産業大 岩武 照彦君
臣官房長 岡田 秀男君

中小企業局長官 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

説明員

中小企業庁 石井由太郎君
振興部長

本日の會議に付した事件

○委員長の報告
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○實際的供給不足物等需給調整に關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。

最初に御報告申し上げますが、本日委員長理事打合せによりまして、来週の日程を只今御手許に差上げております。ただこのほかに只今地方行政委員会に連合委員会を申入れておりますので、地方行政委員会から連合委員会に申す日が示されて参りましたならば、この日程を変更いたしまするか、或いはその日に午前中連合委員会を開くというふうなことを適宜やつて行きたいと存じますので、これは一つ委員長に御一任をお願いいたします。大体来週の日程は御手許の印刷物にございます通りで御座りませぬでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは、さように決定をいたします。

○委員長(中川以良君) それでは本日は中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を先ず議題といたします。本法律案につきましては大休御質疑が先般求引続いて行われておるのでございますが、私が一つ最後に、疑義の点等もございしますので、一、二お伺いいたしたいと存じます。

その第一は第九条の四に關するものでございしますが、これは保証保険の保

險金の計算に關する規定でございまして、非常にわかりにくい条文でございします。それが更に手形の割引を含むことになったので、一層どうもわかりにくいように思われるのでございします。これに対する疑義の点をこの際質問しておきたいと思つてあります。

この条文を読みますと、保証協会が中小企業者に代つて弁済をいたしました場合、その弁済額の全額が保険金として支払われるのでなく、その百分の六十又は小口の場合は百分の八十が支払われるのであります。併しながら、若しも保証協会が支払を請求するまでの間に中小企業者に対する求償権を行使して取立てた金額が有りますれば、それは差引くことのであります。これは当然なことではございしますが、これがここに手形と云うことが入つて参りますと、この文句が、この文句が少しくおかしなつて来るのではないかと思つて、これをお伺いしたいのであります。即ち手形の割引を含むという文字が有りますので、手形の割引を指定法人が保証した場合を考へますと、指定法人が弁済するのは中小企業者に代つて弁済したということになるかどうかということでありまして、又求償権を行使して取得した額というの、中小企業者に対する求償権とのみは解釈できない場合が起らないかどうか、こういう点であります。手形の振出は単名ならば保証される中小企業者が振出すこともありましようが、為替手形のような場合を考へますと、親

会社や問屋から中小企業者に対して代金が手形で支払われます。その手形を割引きますために保証協会の保証を求めることが多いのではないかと思つて、その場合に不幸にしてこの手形が不渡りになったとしたならば、保証協会が弁済するとすれば、保証協会が金融機関に対して弁済するのは中小企業者に代つて弁済するのではなくて振出人たる親会社や問屋に代つて弁済したことになるはしないか。若しそう解釈されると、保証協会は保険金をもらえないことが起りはしないか。これが疑問の第一点でございします。

それから次に求償権を行使した場合、その求償権は手形振出人たる親会社や問屋に対して行使することはないかどうか、若し親会社が問屋に対して行使できるとして、その場合、支払があれば、これは中小企業者に対する求償権を行使して得たものと解釈し得られるかどうかという点であります。若しこれが中小企業者に対する求償権の行使によつて得たものでないとしたら、差引く必要はないのでございまして、即ち保証協会としては非常な得をするというふうな矛盾した結果が生れて参ります。こういう点はどうかあるかという点であります。要するに手形割引の实体によつて適用に差異が生ずるのでございしますが、手形割引までも含むことになつたことによつて条文の解釈に疑義が生ずる危険がないかと存するの

であります。念のためにこの点を一つ明らかにして頂きたいと思つてあります。

○政府委員(岡田秀男君) 改正法の第九条の四で申しておりますところの中小企業者に対する求償権の行使という字句は、狭い意味でこれを解釈すべきではなくて、内部関係としての中小企業者に対する求償権を言うものと解したほうが正しいであらうと思つておるのでございまして、従いまして手形の割引の保証保険の場合におきまして、割引依頼人ではございまして、中小企業者に対して請求する代りに、保証協会が手形の所持人として手形の振出人又は支払人に手形上の権利に基づきまして請求をいたし、その結果一定の金額を取得したという場合におきまして、その金額は、仮にその振出人、支払人が大企業でございしても、法律に言う中小企業者に対する求償権を行使して取得をした金額に該当するといふふうな考えられるのでございします。丁度現行法におきまして、普通の貸付の場合、中小企業者と大企業が連帯債務者になつておると仮定いたしました場合に、保証協会は大企業からも中小企業者と同列で、債務者として請求できるわけでございます。この場合大企業からの支払を受けました金額は、法律で言う中小企業者に対する求償権を行使して取得した金額と見て、現行法の運用をいたしておるのでございします。現行法の場合におきましても、中小企業者に対する求償権という

ものは、例えば今申上げましたように、連帯債務者の場合、連帯債務者である大企業に請求して得た金額もこの求償権の行使によつて得た金額と解釈しておるのと同様の解釈によりまして、大体手形の割引の場合に、例えば振用人であります大企業者に保証協会が請求して得た金額は、ここに言う求償権の行使による金額というふうな解釈し得るというふうに考えております。

○委員長(中川以良君) 只今の御説明によつて、大体この法文の解釈というものの方が明らかになりましたので、私は了承できるのでございますが、仮にこれでは差支えないといたしまして、なお今後保証保険約款を作り出す際に、疑義の余地のないように十分御注意願いたい点を私はお願い申上げる次第でございます。

○政府委員(岡田秀男君) 非常に実情に適した御注意を頂いたのでございまして、私どももいたしまして、事の誤解を招いてはなりませんので、約款にその点を明らかにいたしたいと存じまして、目下検討いたしております。さようにいたしたいと存じます。

○委員長(中川以良君) 次にもう一点お伺いをいたしたいのであります。これは昨年私がお尋ねをしておつたところの問題でございますが、未だこれに対する明確なる御答弁がないので、この機会に一つ明らかにして頂きたいと思つております。これは中小企業者に対して信用保険を付ける上におお担保を請求することであり、本米中小企業者の金融難というところは、その信用力が乏しいために一般金融機関の金融サービスに乗りにく

い、こういう実情があるのであります。その金融難を緩和する一つの手段といたしまして本信用保険制度というものが生れたのでございまして、然るに融資保険約款の第二条を見ますと、保険に付し得る貸付の要件といたしましてその第四号として「担保又は保証のあること」としてあります。担保又は保証がないから金融難なので、担保を打倒するために本制度があるのであります。然るにかかわらず、担保又は保証を要求するということは甚だしい、私は矛盾であるところではございませぬ。これは考えておつたところでございませぬ。中小企業者の金融は対人信用で解決しなければならぬので、これは常にこの点は中小企業者を擁護いたします意味から申しまして、対人信用によつて、中小企業者自身の対人信用で貸付ける、物的担保の代りに、それだからこの信用保険を付けるという次第でございます。保険が百分の八十しかカバーできないので、二〇%というものには保険の対象になつておりませんから、この分に対してだけ担保を要求する。この金額に対して担保を要求するということは、保険制度の面から見まして、二〇%だけを要求するということが、これはまあ一応理解がわかるのであります。全額に対して更に担保を要求するということは、これはもう二重のいわゆる担保をとるといふのに等しい結果になるのであります。この点がどうも我々はわからないのであります。で、こういうようなことを私が申しますからといって、金融機関が中小企業者に対して徒らに放漫な貸付をしなさいということを強調して

が、どうもそれは理窟が合わない問題だと思つておりました。この保険制度を作つた意義から申しまして、私はいかような二重担保的なものをもつてこの制度を運用するといふ点に疑義があるのございませぬ。成るほど保険法の第九条を見ますと、金融機関は保険関係の成立した貸付について、貸付金の回収に努めなければならぬと規定をしております。これは道義的義務を規定したものでございませぬので、回収の努力を完全にするには担保があるほうが確実だといふことになるのでございませぬ。この義務規定は何か担保を要求しておるのではないと思つておられます。然るに約款第二条四号では明らかに担保を要求しているといふのであります。この点は一体どういふふうな政府は考へるか。私は前国会においても先ほど申しました通り当局的御意見を質しましたのであります。その際には、現在通産大臣をさがされておられます愛知さんが大蔵政務次官であつて、これに対しては、私の主張に対してうなずかれて、信用保険の対象以外のものならば格別だが、対象になるものは担保をとらないほうがよいのではないかと思つて、実務上の問題を十分見てこれに検討を加えて一つ善処をいたしたいという答弁があつたのであります。岡田長官も、又当時坂口中小企業金融公庫総裁も同様な御答弁があつて御善処を約されたのであります。今日今以てこの問題は解消しておらないのであります。この機会にどうぞこの点を明らかにして頂きたいと思つておられます。

○政府委員(岡田秀男君) この信用保

險を付けておきます場合、この融資保険約款の第二条の第四号に、担保又は保証があるということがこの融資保険を付けます場合の要件として掲げられていることは確かであるのでございませぬ。ここに書いておられます担保と申しますものは、いわゆる貸出のときに、普通の貸出の場合に金融機関が担保をとるといふ意味の担保とはやや心持が違つた意味に書いておるのでございませぬ。貸付金額に見合う十分な経済力のある担保が必要だといふのはありません。でもかくまあ担保が何にもないといふのが困るから、とにかく一応担保らしいものがあればよろしいという意味にこれは運用をいたしておるのでございませぬ。なお民間金融機関がこの信用保険に付けた貸付についても担保を付けておる場合が確かにあると思つておられます。これはまあその理由をいたしましては、貸付の一部についてだけ保険をかけるというふうなことがむずかしいという点もあろうかと思つておられます。又一方におきましては、本来の貸倒れのための、貸取をとるといふ意味の担保というよりは、借受人の心理的な効果と申しますか、あれはやはり早う返さにやならんのだといふふうな心理的な効果を狙つておるといふふうなふうにも考えられますので、まあ金融の健全化ということから考えまして、保険に付けた場合に担保はもう全然なくていいのだといふところまで申すのも或いは行過ぎではなからうかと思つておられます。

いずれにいたしても、この融資保険約款におきます約款第二条第四号に掲げておきます担保又は保証とい

う場合の担保は、先ほど申上げましたような趣旨で運用いたしておりますことを申上げておきたいのであります。結局この信用保険に付けさせれば、担保も何にもなくていいのだといふふうなやつてしまふと、その金を借りたほうにおきます誠実な返済の履行という点において欠ける点が起きやせんかという点を狙つて、むしろ心理的效果の意味からとて、むしろ担保というものはなくちやいかにいふ意味合いのつもりでここに掲げておるのでございませぬ。

現在他方におきまして政府の金融機関であります中小企業金融公庫なんかの例をとつて見ますと、公庫としては担保をとつておる。そうして代理店が公庫に対して責任を持つておる。そのところのその保証責任について代理店が保険に付けておるといふ関係に相成つておるのであります。この間におきましては二応両者の関係で二重になつておるといふことではないやうな恰好になつておるのであります。ただ私どももいたしましては、この場合に多少代理店の公庫に対して持つております責任が八割であり、そうして八割の点を保険に付けておるのであります。公庫のほうで要求しておる担保がかなり多いといふやうな場合におきましては、この担保と保険との関係において若干矛盾があるんじやないかといふふうなことが指摘されるのであります。私どももしましてはむしろこの公庫の要求する担保の関係と、代理店が保証責任について保険に付けた場合、この両者の関係をいささしく合理化したいといふ意味において、現在も専門的に研究を重ねておるので

現在他方におきまして政府の金融機関

現在も専門的に研究を重ねておるので

ございますが、普通融資保険の場合におきましては、先ほど申しましたように、担保と申しますものは、通常の場合における返済をそれによつて確保するという意味の担保ではない運用をいたしておりますのでございます。御趣旨の点は十分運用の上今後とも活かして行くつもりでございますが、実際さようなつもりで現に運用しつつあるのであります。

○委員長(中川以真君) そういたしましたら、普通の場合は必ずしも担保をとらなければならぬということではなくて、いわゆる借りたほうの人に返済の責任觀念を十分に抱かせる意味においての意味合である。従つて金融機関は必ず担保をとらなければならぬというのではないと解釈してよろしいのでございますか。

○政府委員(岡田秀男君) それは担保又は保証のどちらかがあつて、保険以外には何らのものがないというのでは返済その他の点において少し気が乗らなかり過ぎやせんか、その意味におきまして、担保又は保証というものが一応なければいけないということにいたしました。保険による信用の付与と同時に、一方においては誠実なる契約の履行というものが確保せねばならないのだ、こういう両方の意図を満たして行くという趣旨でこれを書いてあるわけでありませう。

○委員長(中川以真君) 誠実なる契約の履行はこれは当然満たさなければいけませんので、ただ担保は、信用保険に掲げたその信用保険の範囲外の二〇%に対する担保物件ということに私はなるのだと思ひますが、今の御解釈を伺いますと、必ずしもそう強

いものではないように思ひますが、できれば一つそういう面は折角の中小企業に対する信用保険制度が活用せられたいとおるときでございます。行政的に十分に指導を誤りないようにはいたしたいと思ひます。

なお公庫の問題でございますが、中小企業金融公庫は折角でございましたが、これは業務規程で明らかに中小企業金融公庫は担保をとらなければならぬということになつておりますが、今もお話のあつたように、窓口であるところの代理店の金融機関は、必ず信用保険に付けておるのでございまして、これも明らかに二重担保であります。この点は今もお話のように十分検討を加えて、改善をして行きたいとお話でございますが、どうぞ一刻も速かにこういう問題は解決をされますようにお願いをしたいと思いますのであります。解決をするためには或いは法律を変えなければならぬとか何とかいう、そういうわずかしい問題が附带的に生ずるのでございませうか、どうでしょうか。

○政府委員(岡田秀男君) 別に法律の改正というふうなことは必要はないと思つてございませうが、代理店と公庫との間のやりくりといひますか、話し合いを、公庫のほうでとかく方針をきかまして、かような方針でやるから担保のとおり方はかようにやつたらよろしいということを示すればいわけでありませう。どういふふうにやれば公庫と代理店との間の関係が非常に工合よく行くか、又公庫を利用されるかたに対して一番都合がいい運用の方法になるであろうか、同時にそれが放漫な結果になり過ぎては困るといふ点を参

酌いたしましたして、一番都合のいい結論を出そうということ、公庫側におきましても専門的に二、三の案を作つて比較検討をいたしておるのでございまして、不日、結論を得まして実行できるのでございます。

○委員長(中川以真君) その指示するのとつしやつたのは、中小企業庁が指示をなさるので、公庫が代理店に指示をなさるのでございませうか。

○政府委員(岡田秀男君) 私どものほうは公庫が言つて来ました場合に、それを認可すればよろしいわけでありませう。公庫が代理店との間に契約なり何なり形で公庫の方針に代理店が従うということになればよろしいわけでありませう。

○委員長(中川以真君) 本問題は大部分前から問題があるのでありまして、殊に当時の愛知大蔵政務次官が今日通産行政の責任の衝に當つておられますので、どうぞ政務次官においてもこの問題は早急に解決するようにお願いしたいと思ひます。

○小林英三君 関連して……今の中企業信用保険と担保の問題ですが、担保がないというわけですか。

○政府委員(岡田秀男君) 「担保又は保証のあること」ということになつておりまして、担保が全然ない場合には保証人というものがあつたらばよろしいわけでございます。

○小林英三君 実際問題としてそういうような零細な金を借りなくちやならぬという人が適當な保証が得られないというような場合がかなりありはしませんか。それから保証ということも私ども昔よくそういう目に會つたことがありませうが、この保証ということ

やはりいやがるのですな。保証をして安心ができるような人は保証はしない。他人の保証をするというものは非常にいやがるのですかね。そういう場合には担保もない、保証も不可能だということになると、そういう人は借りたくても全然借りられないということになつて、それは断つておるのでございませうか、実際問題として……

○政府委員(岡田秀男君) 先ほどから申しておりますように、普通の融資保険の場合には、いわゆる普通金融機関が普通の場合に取るような意味の担保又は保証を要求しておるにはありませんけれども、何にもなしに保険だけで行こうというの、そこに非常に、一方契約の誠実なる履行という面において多少欠くところが生ずる虞れがあるというのでやつておるのであります。

今度の小口保険の場合におきましては担保の問題はないようにいたしておるのであります。そのほかの普通の場合におきましては、担保も全然ない、保証も全然ないのだということでは、保険をやりました場合に、いままゝあ確実性といひますか、契約の形として余りにも不十分過ぎやしないかというものが融資保険約款第二条に「担保又は保証」といふものを一応要求しておる情勢でございます。今度の小口の場合には担保の問題等はなくて済むようにいたしておるのであります。

○小林英三君 今の担保という問題で、まあ委員長と長官との間に質疑があつたようであります。その借受ける人に返済の責任を良心的に負わすというふうな意味から担保をとる、そうすると実際問題としてそういう貸し借り

の契約をする場合においてどんな担保でも担保であればいいという意味なんですか、或いはそんな担保じゃ駄目だとか、あんな担保じゃ駄目だとかいふことになるのですか。

○政府委員(岡田秀男君) まあそれが、例えばどんな担保でもいいのだというふうな場合で、極端な話で着物一枚あるからこれで担保かということになると、これは普通の常識で百万円借りたのなら、まあどのくらいのもので一応担保と言われるか。併し百万円に對して普通に言ふように、二百万円の価値があるものでなければいかんといふふうな意味においてこの担保……ここで言う担保はそういう強い意味でございます。いせんけれども、いわゆる金融常識から見れば一応担保物件と見得るという程度の価値はもとよりなくちやならぬ、こう考へておられます。

○小林英三君 もう一遍、そういう問題について中小企業等に対して一応のそういう問題に直面した情報は、どんな情報がありますか。ちつともそういう問題に對していろいろな異議だとか或いは不平だとかいふようなことは入つておりませうか。

○説明員(石井由太郎君) 只今行われております信用保険の対象になつております貸付の担保は極めて区々でございます。通常の金融常識で申しますと、一番担保でない金融機関はなかなか担保として扱つておらんようでありませうが、二番、三番というものがこれは又その性質からございませうが、相当ございませう。又立木、船舶、はしけ、こいつた程度のもものが行われてはいる例もいせん見受けられております。

担保と債権との関係でございますが、いわゆるそのものを換領すれば債権が直ちに満足されるという程度のものは極めて薄いのでございまして、金融機関といたしましては、この担保を以てしては当然満足しないと思われざるべきものでございまして、なおこの担保を要求されるが故に金融機関として、或いは中小企業の側から保険制度が円滑な運用を期し得られないという現在批評は伺つておられないように思つておるのであります。殊に保険を付けておるの場、六割五分の場合のケースを考へて見ますと、六割五分から七割はすべて新規の貸出の場合に適用されております。新規の、今まで預金取引はありましたがいたしまして、貸出の面では新しい取引であるというものがこの保険をやつておる状態から考へても、何がしかの有形的な担保は要求する。前もこの貸付が六カ月以上の、中期以上の貸付でございしますので、これは金融常識でもあるのではなからうかと、こう存じておる次第であります。

○委員長(中川以良君) 他に御質疑ございせんか……

それでは先般豊田委員から御請求のございました保険特別会計の数字が資料として提出されておりますので、これについての説明を承ります。

○政府委員(岡田秀男君) 信用保険特別会計の損益の状況を見ますと、本年度を仮に押えて見ますれば、二十六年度におきましては六千四百万円程度の利益金があり、二十七年におきましては一億一千万円、二十八年度二月末におきまして二億一千五百万

円程度それ、利益金が出ておるのでございまして。併しながら一方におきまして事故率を抑えて見ますと、現在の我々の持つておるという統計で事故率をばさみますと、四・七という事故率に相成つておるのであります。そうして現在一応その特別会計のほうにおいて利益金が出ておるのほうは、将来に事故が起きた場合を予想して保険料が入つておるといふ関係に相成りまして、この利益に見合うべき支出は将来の一定の時期になつてから払う。その払うべき金額をばさみますと、現在のところでは四・七という程度の事故率に相成つておるのでございまして、保険料が三分というふうな関係から比較検討して見ますと、今ここで儲かつておるからすぐその保険料を下げてよろしいのだというまでの結論を出し切れない状態に相成つておるのでございまして。この事故率が今後どうなるかということの一つの目安といたしましては、保険金を支払ひました後の回収金の回収率がどの程度になるかということが又大きな要素になるのでございまして、これがまあ相当の成績を示すということになれば、保険の会計上いへば、な要素を加味いたしまして保険料が下げるのだというふうな結論が出るかと思つてございまして、いさしくその推移を見ますと、利益金を抑えて直ちに保険料の引下げが可能かどうかというところまでの踏み切りがつかないでございまして。

○豊田雅孝君 今長官からの御説明で感じますところは、利益金が予想したよりも私は多いと思つてございまして、今後どういふ事態が起るか、それ

は前途のことでありまして、わかりませんが、併し意外に政府も儲けておられるということが現在の段階でははつきりしておるのでございまして、これが将来に情勢が変るにしましても、常に赤字が出るくらいでありますので、何も政府が中小企業対策の一環としてこれをやつておるなどという威張るといふことはできないのであります。民間団体にはやらせたいというじやないかというところになると思つて、これは相当政府として只今の段階においては有利なお話の点もあつては、けれども、保険料の引下げについては、この際もう一奮発するべく御研究をお願いしたいということをお述べたおきま

○政府委員(岡田秀男君) この利益金の中には、基金二十億の運用益が入つておるので、年間約九千万ほどの利益があるでございまして。ですから保険金と保険料との関係だけ押えて見ますと利益金はほぼ落ちておるわけでありまして、併しながらとなく運用益は利益として立ててよろしいのでありますから、それを含めた意味の利益金でこの事故率と比較しまして、それを三分の保険料を成るべく下らないような方向に研究を進めて行くというところにつきましては、かね／＼お約束いたしておきまして、私自身といたしましてもこの保険を普及させ、実際の役に立たしめるためには、残つた唯一の点は保険料の問題だと思つてございまして、今後は全力をこの点に集中する努力を續けて行きたい、かように考えております。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか……御質疑

もないようでありまして、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにして御発言をお願いいたします。

○豊田雅孝君 審議の経過に鑑みまして、二つの希望条件を附しまして本案に賛成いたします。

一つは、小口融資十万円ということに相成つておるのでありますが、これは国民金融公庫の零細なる小口融資の典型的なものすら二十万円ということになつておるバランスから考へまして、且つ又風水害の被害者に対しまして利子補給をいたしました際に、これを小口に限定いたしましたのであります。これもやはり法律的に二十万円ということになつておる、これとのバランスから考へても、この小口融資十万円が可及的速かに二十万円に引上げられたいということが一点。

それからもう一点は、只今の保険料の問題でありまして、業界率つての要領であり、又信用保険制度が必ずしも予期通りに利用せられておらんというふうな現状に鑑みまして、その點をなすものは保険料の点にあると思つて、この保険料をせめて年一分五厘くらいに、これ又可及的速かに引下げられたいということをお願いいたしまして賛成いたします。

○委員(中川以良君) 次に國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府側より御提出になつておりますところの資料についての御説明をお願いいたします。

○委員(中川以良君) 他に御意見ございせんか……他に御意見もありませんが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決することに決定をいたしました。

なお、委員長の本会議における口頭報告並びに事後の処置につきまして、前例により委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それでは報告書には多数意見者の署名を附することになつておるもので、本案を可とされたかたの順次御署名をお願い申し上げます。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|--------|
| 加藤 正人 | 大谷 啓雄 |
| 小林 英三 | 西川 弥平治 |
| 酒井 利雄 | 高橋 衛 |
| 岩 良一 | 豊田 雅孝 |
| 海野 三朗 | 三輪 貞治 |
| 白川 一雄 | |

○委員(中川以良君) 他に御意見ございせんか……他に御意見もありませんが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○政府委員(岩武照彦君) 手許に關係してあります物資の需給等の關係の資料をお配りしていると思ひますが、特に取立てて御説明する箇所はないかと思ひますが、大体を申し上げます。

第一表から申上げたいと存じます。第一表にありまされるのは、最初に二十九年年度、つまり明年年度の大体の需給の見通しを差上げておきますが、ニッケルはここにごさいまするに、主なる需給部門として通信機械の關係、自動車關係、それから鉄鋼の關係、電気機械、衛生用品といふふうな、大体四百四、五十トンの見当だと存じております。これに對しては供給のほうは、これは一応の現在の見通し得る數量で割當に或る程度賄えるかと申す量でございます。これは需給のほうと供給のほうは著しく相違しているように見えまするの、これは需給と申しまするの、国産のほうも含めました需要でございます。国産品のほうから相當この需要に賄えるものがあるかと存じております。最近国産のほうのニッケルの品位の向上が相當顯著なものがございまして、或る程度部分までは国産品で賄い得るような状況でございます。この差額も相當部分は国産品で賄えるかと存じております。なお二十八年度におきましての大体の実績を記載してございしますが、その最初のほうと最後のところとTOGとCOMとございしますのは、TOGはトウアー・アザール・ガザメントというアメリカの輸出割當のほうの用語を使つてございします。これは例の今の要約物資特別会計のほうで扱つてございします。その

のほかに民需用のコーンシヤルのものがございます。昨年は新らしく輸入手配をする必要ございませんで、すべて民間ベースの輸入で賄ひまして、政府のほうの特別会計の分は新らしく輸入せんで大体賄つて来たわけでございます。而もここにごさいまするに、大体百八十トンの需給ございまして、本年度の政府部分の關係は特需のパーター關係で入りまされるのを除きましては輸入いたさないで、在庫を大体食つて賄ひ得るであらう、こゝろに考へておきます。なお次年度に或る程度繰越し得る予定でございます。国産のほうは、このほかに明年度は二千トン前後のものが割當られております。これは数年來例のニッケルの助成法を以ちまして生産を助成して参つて来たが、その効果が相當上りまして、現在では工業技術院を中心とした技術指導を行つた結果、品位におきましては著しい遜色はないようになつて来たわけでありまます。ただ若干の何と申しますか、伸びと申しますか、金属の加工上の若干の性質が少し劣つてゐるというふうな問題もございまして、なおその点については極力輸入品に負けないようにその弱点を是正しようになお奮勵してゐるわけでございますが、或いはコーンシヤル、つまり民間のベースにおきましては、これは若干輸入しなければならんかと存じております。そうしまして、需給の關係はさう逼迫したことには相成らないだらうかと思つておりますが、又ここにごさいまするに、いろいろ輸入品に對する需要が相當強いものでございします。大体アメリカのほうの、アメリカとカナダでござ

います、このほうの輸出の統制も、一項に比べますれば、大分手統制にも緩和されて参つておりますが、やはり輸出の調整を行なつておきますので、依然として、割當配給という制度を以ちまして、この調整をして参りたい、こゝろに考へております。それから、その次モリブデンのほうでございますが、モリブデンのほうは、これは若干事情も違ひまして、これは御案内のように、フェロモリブデンの形で實際の需要が出て参りますので、それにつぎまして統制割當を行なつてゐるわけでございます。その表にございしまするに、まあ、年間大体七百トンから九百トン程度の需要でございます。これに對しまして、昨年は随分輸入してございしましたが、大体明年は製品フェロモリブデンとしての輸入はなくて済むかと考へております。が、鉱石のほうはいろいろございまして、この鉱石はたしか二種類に分れております。日本の産出します鉱石では十分にフェロモリブデンがでない種類の鉱石しかありませんので、これが先ず鉱石のほうは依然として輸入して参らなければならぬという状況でございます。該表にございしまするに、鉱石關係の需給のほうは依然として相當部分を輸入に期待してゐる、こゝろに状況でございます。まして、この鉱石のほうも輸出の調整が行われておりますので、この法律の適用におきまして製品のほうで抑えて輸入の確保を図りたい、こゝろに考へてございします。大体の表につきましての御説明は以上の通りでございます。

○委員(中川以良君) 御質疑を願ひたいいたします。

○海野三朗君 お伺いをいたしますが、このモリブデンの鉱石は内地におきましてはどういう生産状況になつておりますか。

○政府委員(岩武照彦君) 内地の鉱石のほうの生産としましては、量的にはここにありまされるように二十八年で百九十三トンの生産でございます。輸入のほうは二百七十トン程度の輸入をいたしておるわけでございます。これは金属換算の數量でございます。

○海野三朗君 もう一つ……このモリブデンは鉱石、このものについては通産省としましてはどういうふうな、こゝろに考へてございしますか。

○政府委員(岩武照彦君) モリブデン、その他のこゝろに考へないわゆる特殊鋼の、配合用の稀少金属と申しますか、につぎましては国内資源がそゝう十分ございしませんので、探鉱奨励に特に力を入れております。御承知のようにな探鉱奨励金、本年度も千数百万円だと存じておりますが、探鉱奨励金をこゝろに考へるなモリブデン、それからタンゲステンその他のものについて支出してあります。

なお明年度も大体同額の探鉱奨励金を以ちまして、こゝろに考へるな探鉱奨励金を進めたい、こゝろに考へてございします。

○海野三朗君 このニッケルのほうはどうでございしますか。ニッケルは内地では少しも鉱石がございしませんか。ソヴィエトは今ニッケルがうんとあるようですが、ソヴィエトのほうとこのニッケルのほうは何か貿易の關係はございせんのですか。

○政府委員(岩武照彦君) ニッケルは御承知のように、金属ニッケルの精錬に適する鉱石は遺憾ながら日本では余りないのでございします。現在主としてニューカレドニア方面から、或いは一部セベスでございしますが、その方面から輸入してございまして、なおニッケル・スパイス等の形でアメリカのほうから入つておるかと思ひます。或いは一部スクラップで入つておるかと思ひます。それを、鉱石のほうは御承知のようにニッケルの特別の助成法の關係で、短期特別償却の措置を講じましたあの助成法で一社を指定いたしましてその精錬の確立を図つておまして、これが大体所期の目的を達しておるような次第であります。鉱石のほうは大体人手が順調になつておますので、そのほうで金属ニッケルの精錬を続けて参つております。そのほか若干のスパイス、スクラップ等の輸入もありません。ソ連のお話でございますが、これは資源としてはあるように承知いたしておりますが、現在そゝういふふうなものの輸入の引合い等は余りないよう存じております。

○海野三朗君 もう一つ、ニッケル及びモリブデン、これらに類しましては、わゆる貴金属、ウラニウムとか、金、プラチナ、そういう方面の探鉱に對しては、大いにこれは力を入れてゐるわけでございますか。

○政府委員(岩武照彦君) 勿論さういふふうないわゆるレアメタル系統のものにつぎましては、探鉱等につきましては、探鉱等におきましては、先ほど申上げた通りであります。ウラニウムの問題につぎましては、これは先般の衆議院におきまして予算修正で

特別にこのウラニウム原鉱の探鉱奨励としまして予算の追加を御決議になりましたので、その措置によつて、探鉱の場合の調査の問題であります。そういう措置を講じて参りたい、こういうふうな考へております。白金等も御案内のように北海道その他で白金族も、金属も若干の産出がございます。或いは銅精錬等に附帯しまして白金イリジウム等も若干ございます。そういうものにつきましても精錬所につきましては特別の措置を講じておりませんが、その銅の精錬に附帯しますものを主として政府としましてはできるだけ伸ばして参りたいと考へております。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませんか。……御質疑がないようでございますが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを頂きます。

○海野三朗君 このニツケル及びモリブデン、この金属につきましては私どもが考へておりますところではまだ内地において十分研究がし尽されていないように考へます。北海道方面におきましては、私はあのシベリア方面と地質学上の関係からソヴイェトに産する白金、それに類似したイリジウムの金属が北海道にも散見されているようであります。ただこの採掘をするのに金が掛かるといふ状況のように思いません。私が先年調査いたしました結果ではそういうことではありましたが、従つてニツケル及びモリブデン、こういう

ものに対しましてはもう少し国家が力を入れて探鉱方面にお金を廻して、そうしてこれを奨励せられるようにして頂きたいと私は望むものであります。こういう希望を述べましてこの法案には賛成の意を表するものでございませぬ。

○委員長(中川以良君) 他に御意見ございませんか。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決を行います。國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(中川以良君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決することに決定をいたしました。

なお、委員長の本會議における口頭報告等事後の手續につきましては、前例により委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それでは報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案を可とせられたかたの順次御署名をお願い申し上げます。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 加藤 正人 | 大谷 督雄 |
| 小林 英三 | 西川弥平治 |
| 酒井 利雄 | 高橋 衛 |
| 岸 良一 | 豊田 雅孝 |

海野 三朗 三輪 貞治
白川 一雄
○委員長(中川以良君) 本日はこれにて散会いたします。
午後四時十一分散会